

行方市選挙管理委員会告示第14号

行方市選挙人名簿等の抄本の閲覧に関する要綱(平成19年行方市選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

令和7年6月3日

行方市選挙管理委員会委員長 市 村 茂 夫

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1号中「前条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(閲覧の方法)

第6条 名簿の閲覧は、読み取り、筆記又は電子計算機への入力に限り認めるものとする。

なお、電子計算機への入力により閲覧する場合には、選挙人名簿抄本閲覧における電子計算機等使用に係る誓約書(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる電子計算機への入力は、いずれも認めないものとする。

- (1) カメラ及びカメラ機能付き電子計算機等による撮影
- (2) 複写機又はハンドコピー機等による複写
- (3) ファクシミリ機器による送信

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号(第6条関係)

選挙人名簿抄本閲覧における電子計算機等使用に係る誓約書

年 月 日

行方市選挙管理委員会委員長 宛て

申出者 氏名 印
住所
電話番号

年 月 日付申出する選挙人名簿閲覧に関して、責任をもって下記事項に記載の内容を遵守することを誓約します。

記

1 閲覧に際して、持ち込んだ電子計算機は、ネットワーク接続をせず、キーボード打込みによるテキスト入力のみを使用します。

2 次の閲覧対象者の範囲のみ電子計算機を使用して転記します。

(※「閲覧対象者の範囲」で申請した内容を記載すること。)

3 転記した事項を閲覧申請した目的に使用したことにより、市民からの問合せ又は苦情等に対しては誠意をもって対応します。

4 閲覧により知り得た事項の一切の責任は当方で負います。

5 転記したデータは、他に漏れない(第三者への提供をしない)よう慎重に取り扱い、その管理及び保管を厳重にします。

6 閲覧した事項は、申出者、閲覧者及び申し出のあった閲覧事項取扱者の範囲以外の者には一切取り扱わせないようにいたします。

7 その他閲覧に関し、行方市選挙管理委員会の指示に従います。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。